

## 海外向け SNS 情報発信業務委託に係る企画提案募集要項

### 1 事業目的

川崎産業観光振興協議会では SNS（Facebook 英語・繁体字、Instagram、X）を活用し、本市の観光情報を海外に向けて発信することにより訪日外国人観光客の誘客強化に取り組んできた。2025 年の訪日外国人数は 4,268 万人で、前年比では 15.8% 増と、過去最高であった 2024 年の 3,687 万人を 580 万人上回り、年間過去最高を更新した。当市においても、市内消費の拡大、産業の発展につなげるため、一層の誘客促進が必要と考えられる。このため、外国人観光客動態分析調査に基づく欧米豪圏をはじめとするターゲット層に対し、SNS 運営（掲載コンテンツの計画、取材、写真の選定、投稿記事作成及び翻訳等）及び分析、Web 広告実施等を行う。

### 2 公募の内容

- (1) 委託業務の名称  
海外向け SNS 情報発信業務
- (2) 委託業務の内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (4) 概算金額  
2,600,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 選考方法  
企画提案方式による提案審査  
複数の選定委員が、応募者から提出された応募書類と企画提案についての審査を行い、採択する企画を決定します。  
なお、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外とします。
- (6) 運営 SNS の URL  
Facebook(英語) : <https://www.facebook.com/KawasakiCity.en>  
Facebook(繁体字) : <https://www.facebook.com/KawasakiCity.tc>  
X : [https://x.com/Kawasaki\\_City90/](https://x.com/Kawasaki_City90/)  
Instagram : [https://www.instagram.com/kawasaki\\_city/](https://www.instagram.com/kawasaki_city/)

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) Facebook 等の SNS を活用した広報宣伝業務の実績があること。
- (2) 法人格を有する者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 11 の規定に該当しない者であること。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

### 4 企画提案書の提出

企画提案書の提出者は、企画提案書を提出してください。また、必要が生じた場合には、企画提案について説明をしていただく場合があります。

- (1) 提出書類：企画提案書（A4 版、表紙及び会社概要を含む 15 ページ以内）  
（目標 KPI や SNS の投稿頻度を設定し提案書に示すこと）  
コンテンツイメージ（A4 版、3 ページ以内）  
業務実績一覧表（A4 版、任意様式）  
見積書（A4 版、任意様式）
- (2) 提出形式：PDF 形式のデータ
- (3) 提出期限：令和 8 年 3 月 11 日（水）正午まで（必着）
- (4) 提出方法：期日までに電子メールにより提出してください（提出された際に

は、担当部局あてに必ず電話してください)。川崎市電子メールシステムで一度に受信できる容量は、添付ファイルも含めて 10MB までとなります。この容量を超える場合は、担当部局あてに電話してください。

(5) 提出先:「9 問合せ先」と同じ。

(6) 質問書受付: 受付場所:「9 問合せ先」と同じ。

受付期間: 令和 8 年 2 月 27 日(金) 17 時まで(必着)

質問方法: 電子メールにより送信する。

電子メールによる質問以外には、回答しないものとする。

回答方法: 令和 8 年 3 月 3 日(火)(予定)に川崎市観光協会ホームページにて回答を公開する。

## 5 評価基準

### (1) 評価基準

選定委員会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目	審査内容	点数
企画内容	・より川崎市にインバウンド需要を呼び込むという目的に沿った企画となっているか。 ・コンテンツを事業者が積極的に作成する内容となっているか。 ・独自の提案が行われているか。	30 点
情報発信力	・Web 広告の活用等、情報拡散に効果的な提案となっているか。 ・SNS の特性に応じて効果的な情報発信となっているか。	30 点
具体性	・提案に具体性があり実現可能な内容となっているか。 ・具体的な目標 KPI を設定し、実現可能な数値となっているか。	20 点
業務遂行能力	・柔軟かつ確実に遂行できる体制となっているか。 ・正確に翻訳することが可能であるか。	10 点
類似業務の実績	・過去に類似業務の実績を上げているか。	5 点
見積額	・予算に対して適正な見積りがされているか。	5 点
合計点数		100 点

### (2) 参加が無効となる場合

企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (3) 審査結果の通知

令和 8 年 3 月 23 日(月)(予定)

## 6 審査方法

### (1) 選定委員会

ア 海外向け SNS 情報発信業務プロポーザル選定委員会を設置します。

イ 選定委員の数は 3 名とします。

### (2) 審査の進め方

- ア 提出された企画書等について、書類審査を行います。
- イ 各選定委員の評価点を集計し、その合計点数により順位を決定します。
- ウ 最も高い得点を獲得したものを最優秀提案者として選定します。
- エ 同点の場合は次の順で業者を選定するものとします。
  - ①評価基準の「企画内容」が最も高い点数の業者を選定
  - ②評価基準の「情報発信力」が最も高い点数の業者を選定
  - ③見積書の総額が最も安い業者を選定

## 7 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者は、川崎産業観光振興協議会事務局と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

## 8 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選考の内容についての問い合わせには、一切応じないものとします。

## 9 問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎産業観光振興協議会事務局 担当：浅沼、福井

(川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 内)

電話：044-200-0509 (直通) FAX：044-200-3920

メールアドレス：28kankou@city.kawasaki.jp

受付可能日時：平日の8時30分から17時まで(正午から13時を除く)